

相模原市監査委員公表第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成19年10月10日に実施した環境経済局経済部産業振興課及び藤野町商工会に係る財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成19年11月22日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 石 橋 忠 文

同 山 岸 一 雄

同 折 笠 峰 夫

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成19年11月20日

(2) 市長が講じた措置の内容(全文)

藤野町商工会の商工業振興費及び若手後継者育成事業において、補助対象事業費の過大申請に基づき当該事業の予算額を上回る補助金の交付決定を行った件につきましては、同商工会からの変更申請に基づき、平成19年11月19日付けで、商工業振興費についての交付決定額1,100千円を375千円に、若手後継者育成事業については同1,100千円を425千円にそれぞれ変更いたしました。

また、過大申請・過大交付決定の原因が、同商工会の補助制度に対する理解不足と産業振興課における申請内容の不十分な審査・確認にあったことから、同商工会に対して、同年10月15日に開催された津久井地域商工会協議会経営指導員会等を通じて本市の補助制度について説明を行い理解を得るとともに、産業振興課におきましては、同月23日の課内会議において審査・確認事項の徹底を図りました。

(参考)

財政援助団体等監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成19年10月10日

2 監査の結果

環境経済局経済部産業振興課については、財政援助(補助金)に係る財務に関する事務において、次のような不適切な事例が見られた。

藤野町商工会の平成19年度補助金等交付申請書に添付された収支予算書において、商工業振興費と若手後継者育成事業に係る補助対象事業費が各々2,200,000円、補助申請額も各々1,100,000円と記載され、申請どおりの交付決定がなされていた。

しかしながら、平成19年5月の藤野町商工会総会で承認された平成19年度収支予算では、上記の商工業振興費と若手後継者育成事業に相当する事業費が、それぞれ、750,000円と850,000円となっ

ており、交付申請書に添付された収支予算書の事業費からは大幅に減少し、交付決定額がそれぞれの事業費を上回る結果となっていた。

藤野町商工会への補助金交付は、旧藤野町との合併に伴い本年度から開始されたものではあるが、補助金に係る手続き等についての事前指導や交付決定を行うに当たっての審査・確認が十分でなかったことを示している。

補助金の交付事務に当たっては、藤野町商工会に対する補助金に係る事務の適切な指導とともに、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号)等の関連規定に基づき、適正な事務の執行に努められたい。